

議案第 4 1 号

交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 6 月 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 資源物等の抜き去りの防止について、所要の改正を行いたいため。

交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案

交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（収集、運搬の禁止）

第11条の2 市長及び市長の指定する者以外の者は、処理計画に従って所定の場所に排出された一般廃棄物であって規則で定めるもの（以下「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長の指定する者以外の者が、前項の規定に違反して、資源物等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

本則に次の1条を加える。

（罰則）

第19条 第11条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、本則に次の1条を加える改正規定は、令和5年10月1日から施行する。